

ＣＤＭ／ＪＩ事業費補助交付要綱を次のように定め、平成17年4月1日から適用する。

環 境 大 臣 小 池 百 合 子

ＣＤＭ／ＪＩ事業費補助交付要綱

（目的）

第1条 この交付要綱（以下「要綱」という。）は、ＣＤＭ／ＪＩ事業費補助（以下「本補助」という。）の交付手続等を定め、もってその適正な処理を図ることを目的とする。

（適用）

第2条 本補助の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）の規定によるほか、要綱の定めるところによる。

（定義）

第3条 要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「ＣＤＭ」とは、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第12条に規定する低排出型の開発の制度をいう。
- 二 「ＪＩ」とは、京都議定書第6条及びこれに関連する国際的合意に基づく共同実施をいう。
- 三 「京都メカニズムによるクレジット」とは、マラケシュ合意に規定する認証された排出削減量（吸収源ＣＤＭによるクレジットを除く。以下「ＣＥＲ」という。）排出削減単位（以下「ＥＲＵ」という。）及び割当量単位（以下「ＡＡＵ」という。）をいう。

（交付の対象）

第4条 本補助は、海外におけるＣＤＭ／ＪＩ事業（これに準ずる事業であって京都メカニズムによるクレジットの取得につながるものを含む。以下「ＣＤＭ／ＪＩ等事業」という。）のために設備の整備等を行う事業に対し交付するものであり、以下の3種類に分かれる。

- ア 事前審査等事業 指定運営組織による事業の有効化審査を受審し、ＣＤＭ 理事会に事業を登録する事業及びその他これに準ずる事業

- イ 設備整備事業 CDM/JI 等事業として必要な設備を整備する事業
 - ウ 排出削減量認証事業 CDM/JI 等事業の開始後に、指定運営組織等による排出削減量の認証を受ける事業
- 2 本補助の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。
- ア 民間企業
 - イ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ウ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定により設立された法人
 - エ 法律により直接設立された法人
 - オ その他大臣が適当と認める者
- 3 2 者以上の事業者が共同で事業を実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を交付の対象者とする。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。
- 4 本補助の対象となる CDM/JI 等事業については、日本政府の事業承認を取得済み若しくは承認申請済み又は関係国際機関により定められた基準に基づくプロジェクト設計書を作成していなければならない。

（交付額の算定方法）

第 5 条 本補助の交付額は、次の各号に定める方法により算出するものとする。なお、この場合の額は、消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とする。

一 別表第 1 の第 2 欄に掲げる補助対象経費の実支出額と第 3 欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定する。補助対象経費の内容については別表第 2 を参照すること。

二 前号により選定された額と、事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、2 分の 1 を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、本事業にあっては、クレジット移転総量に仮想クレジット価格を乗じて得た額が本号で定めた額に達しない場合は、その金額を限度とする（1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。

（交付申請書の提出）

第 6 条 事業者は、本補助の交付を受けようとするときは、様式第 1 による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

- 2 事業者は、本補助の交付申請に当たって、当該補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）（以下「消費税等相当額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを前条の規定に基づき算出した額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定の通知)

- 第 7 条 大臣は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときには交付決定を行い、様式第 2 により、その決定の内容及び交付条件を付したときはその条件を申請者に通知するものとする。この場合において、適切な交付を行うため必要があると認められるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。
- 2 大臣は、交付の決定を行うに当たっては、前条第 2 項により当該補助金に係る消費税等相当額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等相当額を減額するものとする。
- 3 大臣は、交付決定したすべての補助事業について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において消費税等相当額の精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 4 交付決定の標準的な事務処理期間は、申請書が到達した日から起算して原則として 2 ヶ月以内とする。

(申請の取下げ)

- 第 8 条 交付決定の通知を受けた事業者は、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して 15 日以内に大臣にその旨を書面をもって申し出なければならない。

(補助金の経理等)

- 第 9 条 交付決定の通知を受けた事業者（前条の規定に基づき交付申請を取り下げた事業者を除く。また、事業者が共同で事業を行うものとして申請した場合には代表事業者及び共同事業者の双方を含む。）(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の経費について帳簿その他の証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿その他の証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 3 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(計画変更の承認等)

- 第 10 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第 3 による計画変更承認申請書を提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 一 別表第 1 の第 2 欄に定める補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更するとき。ただし、各配分額の 15 % 以内の流用増減を除く。
- 二 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。
- 2 大臣は前項の承認をする場合には、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第 1 1 条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第 4 による中止 (廃止) 承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第 1 2 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第 5 による事業遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業者の合併・分割又は名称若しくは住所の変更)

第 1 3 条 補助事業者は、補助金の額の確定が行われるまでの間 (第 2 5 条第 1 項に規定する C D M / J I 設備整備補助事業者にあつては、様式第 1 別紙 3 のクレジット移転計画書に記載するクレジット移転期限までの間) において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。

(状況報告)

第 1 4 条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに様式第 6 による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告書)

- 第 1 5 条 補助事業者は、補助事業を完了 (中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。) したときは、その日から起算して 3 0 日を経過した日又は翌会計年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い日までに様式第 7 による実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第 6 条第 2 項ただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第 1 6 条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して様式第 8 による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。その際、第 2 5 条第 1 項に規定する C D M / J I 設備整備補助事業者に対しては、同項に基づき移転すべき京都メカニズムによるクレジットの量を確定し、併せて通知するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 2 0 日以内とし、期限内に納

付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10 . 95 % の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払い）

第 17 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 9 による請求書を大臣に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 18 条 大臣は、第 11 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条に基づく交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

一 補助事業者が、適化法、施行令その他の法令若しくはこれに基づく大臣の処分若しくは指示又は要綱に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定に基づく交付決定の取消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10 . 95 % の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 16 条第 3 項の規定を準用する。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 19 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、様式第 10 により速やかに大臣に報告しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第 16 条第 3 項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（財産の管理）

第 20 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第 11 による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

- 3 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができるものとする。
- 4 補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければならない。

（財産処分の制限）

- 第21条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。
- 2 適化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第12による財産処分承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

（知的財産権の譲渡）

- 第22条 補助事業者が技術開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行われなければならない。

（知的財産権の届出）

- 第23条 補助事業者は、補助事業者又は前条に規定する知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が技術開発事業で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、特許公報その他の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、その設定の日から起算して10日以内に、その旨を大臣に届け出なければならない。

（収益納付）

- 第24条 大臣は、補助事業者がこの補助事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

（京都メカニズムによるクレジットの政府への移転）

- 第25条 第4条第1項イの設備整備事業に係る補助事業者（以下「CDM/JI設備整備補助事業者」という。）は、補助金の交付額に応じて、次式による量の京都メカニズムによるクレジットを、様式第1別紙3のクレジット移転計画書に記載する移転期限までに、日本国政府の保有口座へ移転しなければならない。

移転する京都メカニズムによるクレジットの総量〔CO₂換算トン〕＝補助金額〔円〕×

様式第 1 別紙 3 のクレジット移転計画書に記載の補助金千円当たりの移転クレジット量
〔CO2 換算トン / 千円〕 / 1 0 0 0

- 2 前項の規定による京都メカニズムによるクレジットの移転は、第 1 5 条に基づく実績報告書（様式第 7 ）の別紙 2 の実績報告に基づくクレジット移転計画書(5)に記載する年次計画に従って行うものとする。
- 3 C D M / J I 設備整備補助事業者は、前各項の規定に基づき京都メカニズムによるクレジットの移転の全部又は一部を行った場合には、10 日以内に様式第 1 3 による京都メカニズムによるクレジット移転報告書を大臣に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、C D M / J I 設備整備補助事業者は、同項に規定する移転期限までに同項に規定する量の京都メカニズムによるクレジットの移転が行えない場合には、大臣の承認を得なければならない。大臣は、移転が行えないことにつき真にやむを得ない理由があると認められる場合についてのみ、承認するものとする。
- 5 C D M / J I 設備整備事業者（日本国内の事業者である場合に限る。）は、補助事業により得られた京都メカニズムによるクレジットを移転する場合には、その移転先をできる限り日本国内とするよう努めるものとする。

（契約等）

- 第 2 7 条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をするときは、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上一般の競争に付すことが困難又は不適當であるときは、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、この要綱の各条項を内容とする契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

（書類の提出部数）

- 第 2 8 条 この要綱の規定に基づき大臣に提出する書類は、正本 1 部副本 1 部とする。

（その他）

- 第 2 9 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、大臣が別に定める。

附 則

この要綱は平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

1 事業区分	2 補助対象経費	3 基準額
C D M / J I 設備 補助事業	設備整備事業にあつては、事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費、外国旅費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費 事前審査等事業及び排出削減量認証事業にあつては、C D M / J I 手続経費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	環境大臣が必要と認めた額

別表第 2

1 区 分	2 費 目	3 細 分	4 内 容
工事費	本工事費	(工事費) 材料費	工事を施工するのに必要な材料の費用で、買入に要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計をいう。材料単価については補助事業者において諸種の物価版、他の類似公共事業の実績等の単価を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して適正な単価を決定して使用することとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金であり賃金日額及び歩掛かりについては、類似公共事業の実績等を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して決定する。
		直接経費	工事を施工するのに直接必要な経費で、特許使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）水道光熱電力料（工事を施工するのに必要な電力電灯使用料及び用水使用料）機械器具損料（工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で類似の公共事業の実績等を参考に決定する。）をいう。
		(間接工事費) 共通仮設費	以下の費用の合計額をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。 （１）工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 （２）準備、後片付け整地等に要する費用 （３）機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 （４）技術管理に要する費用 （５）交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱

		一般管理費	費、消耗品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。 請負業者が工事を施工するために必要な諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。
	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等工事費 門、囲障等工事費	施設整備の付帯工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		補助事業又は工事の施工に直接必要な機械器具の製作、運搬、据付等に要する経費で、経費の算定方法は本工事に準じて算出すること。
	調査費		工事を施工するために必要な調査、測量、試験及び設計等に要する費用
	初期調整費		施設及び機械器具類の円滑な運転のための試運転、調整作業に必要な経費
C D M / J I 手続経費	C D M / J I 手続経費		有効化審査、C D M 理事会への事業登録又は排出削減量の検証・認証に係る費用
外国旅費	外国旅費		事業実施のために必要な外国に出張する旅費
事務費	事務費		設備補助事業にあつては、事業施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、共済費、賃金、報償費、国内旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品費等をいう。 事前審査等事業及び排出削減量認証事業にあつては、それぞれの手続を行うために直接必要な事務に要する費用をいう。 設備補助事業に係る事務費は、工事費の

			金額に対し、別表 3 の区分ごとに定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。
--	--	--	--

別表第 3

号	区 分	率
1	5,000 万円以下の金額に対して	3 . 5 %
2	5,000 万円を超える金額に対して	3 . 0 %

様式第 1 (第 6 条関係)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

申請者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名 印

平成 1 7 年度 C D M / J I 事業費補助交付申請書

CDM/JI 事業費補助交付要綱第 6 条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請いたします。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
別紙 1 実施計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 千円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業に要する経費及び補助金の配分額
別紙 2 経費内訳のとおり
- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日
年 月 日 ~ 年 月 日
- 5 その他参考資料

注 設備整備事業にあっては、別紙 3 についても記載し添付すること。

別紙 1

実施計画書

事業の名称					
事業区分	ア 事前審査等事業 イ 設備整備事業 ウ 排出削減量認証事業				
CDM/JI等の区分					
代表事業者名	事業実施責任者				
	氏 名	所属機関名・部局・役職名		所属機関所在地	
	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス		
	経理責任者				
	氏 名	所属機関名・部局・役職名		所属機関所在地	
	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス		
事業の主たる 実施場所	名 称 所 在 地				
共同事業者	機関・組織等の 名称	事業実施責任者			
		氏名	所属部局・役職名	Tel,Fax番号	E-mailアドレス
本申請に関する 窓口担当者					
総事業費 (千円)	当該年度	翌年度	翌々年度	合 計	
事業の概要					
事業の目的					
事業の方法、 内容					
事業の効果					

別紙 2

経費内訳

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)-(2)	(4)補助対象経費 支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5)基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較 して少ない方の額	(7)国庫補助基本額 (3)と(6)を比較 して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7) × 1/2	
	円	円	円	円	
	(9) クレジット移転総量に仮想クレジット価格を乗じて得た額		(10)改補助金所要額 (8)と(9)を比較して少ない方の額		
	円		円		
補 助 対 象 経 費 支 出 予 定 額 内 訳					
経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳			
購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入予定時期

(注)

(9)、(10)は要綱第25条第1項に規定するCDM/JI設備整備補助事業者のみ記載すること。
(9)の数値は別紙3のクレジット移転計画書(2)、(3)の数値に基づいて記載すること。

別紙 3

クレジット移転計画書

ＣＤＭ／ＪＩ事業費補助に関して、ＣＤＭ／ＪＩ事業費補助交付要綱第２５条に基づき日本国政府の保有口座へ移転する京都メカニズムによるクレジット（ＣＥＲ、ＥＲＵ又はＡＡＵ）については、下記のとおりです。

（１）補助金千円当たりの移転クレジット量〔CO₂換算トン／千円：小数点第３位まで記載〕

（２）クレジット移転総量〔CO₂換算トン〕
＝補助金交付申請額〔円〕×（１）〔CO₂換算トン／千円〕／１０００

（３）（１）に基づく仮想クレジット価格〔円／CO₂換算トン〕

（４）移転期限

（５）クレジット移転計画

年度 ^{注１}			・・・		平成 25 年度 (2013 年度)
クレジット種別 ^{注２}					
補助事業から発生するクレジット予定量 ^{注３}					
の累計					
補助事業者の獲得するクレジット予定量					
の累計					
政府の保有口座へ移転するクレジット予定量 ^{注３ 注４}					
の累計					
移転予定月 ^{注５}					

- 注１ 政府保有口座への移転完了年に係わらず 2013 年度まで記載すること。ただし、移転期限については 2013 年 9 月末を越えて設定することはできない。
- 注２ ＣＥＲ、ＥＲＵ又はＡＡＵの種別を記入。２種類以上となる場合には、
、
についてもそれぞれ分けて記載し、
については合計も記載すること。
- 注３ 削減事業実施年度ではなく、実際にクレジットの獲得が予想される年度で記載すること。
- 注４ 移転期限までに（２）に記載した移転予定総量に達する計画とすること。
- 注５ 各年度のクレジット移転予定月を記載のこと。なお、事業実施後、遅延なく検証、認証、発行、移転等を行うこと。

平成 年度 C D M / J I 事業費補助交付決定通知書

補 助 事 業 者

平成 年度 C D M / J I 事業費補助に関し、平成 年 月 日付け 第 号
でなされた交付申請については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和
30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）第 6 条第 1 項に基づき、下記のとおり
交付することを決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

平成 年 月 日

環境大臣 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第
号交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の交付決定額は、金 円である。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が
変更されるときは、別に通知するところによる。
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 年 月
日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、適化法、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び C D M / J I
事業費補助交付要綱（平成 年 月 日環地温発第 号）に従わなければ
ならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成
年 月 日とする。
- 6 補助事業者は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」
という。）第 6 条又は第 12 条及び関連する国際的合意に準拠して当該補助事業を実施
しなければならない。
- 7 C D M / J I 事業費補助のうち設備補助事業の補助事業者は、交付要綱第 25 条の定め
るところにより、京都メカニズムによるクレジットを日本国政府の保有口座に移転しな
なければならない。

- 8 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱の定めるところにより、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第 3（第 10 条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名 印

平成 年度 C D M / J I 事業費補助に係る計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた C D M / J I 事業費補助に係る補助事業の計画を次のとおり変更したいので、C D M / J I 事業費補助交付要綱第 10 条第 1 項の規定により下記のとおり申請いたします。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響

注 1 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第 1 の別紙 1 実施計画書に変更後の内容を記載して添付すること。

注 2 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第 1 の別紙 2 経費の内訳に変更前後の額を上下に区分のうえ記載して添付すること。

様式第 4（第 11 条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度 C D M / J I 事業費補助に係る補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた C D M / J I 事業費補助に係る補助事業を次のとおり中止（廃止）したいので、C D M / J I 事業費補助交付要綱第 11 条の規定により下記のとおり承認を申請いたします。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止（廃止）を必要とする理由
- 3 中止（廃止）の期間
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置

注 中止（廃止）までに実施した事業の内容を記載した書類及び様式第 1 の別紙 2 経費の内訳に中止（廃止）前後の額を上下に区分の上記載した書類を添付すること。

様式第 5（第 12 条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度 CDM/JI 事業費補助に係る遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた C D M / J I 事業費補助に係る補助事業の遅延について、C D M / J I 事業費補助交付要綱第 12 条に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額
- 4 遅延に対して採った措置
- 5 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

注 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第 6（第 1 4 条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名 印

平成 年度 C D M / J I 事業費補助に係る補助事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた C D M / J I 事業費補助に係る補助事業の遂行状況について、C D M / J I 事業費補助交付要綱第 1 4 条に基づき下記のとおり報告します。

記

補助事業の名称：

経費の区分	計画額(円)	実施額(円)	遂 行 状 況

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度 C D M / J I 事業費補助に係る補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた C D M / J I 事業費補助に係る補助事業を完了 (中止・廃止) しましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (民間団体) 交付要綱第 1 5 条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金

円 (平成 年 月 日 番号)

(うち消費税及び地方消費税相当額

円)

3 補助事業の実施状況

(1) 補助事業の内容

(2) 補助事業の効果

4 補助金の経費収支実績

別紙 1 のとおり

5 添付資料

(1) 完成図書 (各種手続等に係る書面の写しを含む。)

(2) 写真 (工程等が分かるもの)

(3) その他参考資料

注 C D M / J I 事業費補助のうち設備整備事業については、別紙 2 のクレジット移転計画書についても提出すること。

別紙 1

経費所要額精算調書

1. 経費実績額

(1)総事業費	(2)寄付金 その他の収入	(3)差引額 (1) - (2)	(4)補助対象経 費実支出額	(5)基準額
円	円	円	円	円
(6)選定額 (4)と(5)を比 較して少ない方の 額	(7)国庫補助基本額 (3)と(6)を比較 して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7) × 1/2	(9) クレジット移転総 量に仮想クレジット価 格を乗じて得た額	
円	円	円	円	
(10)改補助金所要額 (8)と(9)を比較して 少ない方の額	(11)補助金交付決定額	(12)過不足額 (11) - (10) (10)が空欄の場合(11) - (8)		
円	円	円		

2. 補助対象経費実支出額内訳

(単位：円)

経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳				
合 計						
購入した主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が5 0 万円以上のもの)						
名 称	仕 様	数量	単 価	金 額	購入時期	

(注)

(9)、(10)は要綱第25条第1項に規定するCDM/JI設備整備補助事業者のみ記載すること。
 (9)の数値は別紙2の実績報告に基づくクレジット移転計画書(2)、(3)の数値に基づいて記載すること。

別紙 2

実績報告に基づくクレジット移転計画書

ＣＤＭ／ＪＩ事業費補助に関して、ＣＤＭ／ＪＩ事業費補助交付要綱第２５条に基づき日本国政府の保有口座へ移転する京都メカニズムによるクレジット（ＣＥＲ、ＥＲＵ又はＡＡＵ）は、実績報告を踏まえれば、下記のとおりです。

（１）補助金千円当たりの移転クレジット量〔CO₂換算トン／千円：小数点第３位まで記載〕

（２）クレジット移転総量〔CO₂換算トン〕
＝補助金額〔円〕 × （１）〔CO₂換算トン／千円〕／１０００

（３）(1)に基づく仮想クレジット価格〔円／CO₂換算トン〕

（４）移転期限

（５）クレジット移転計画

年度 ^{注１}			・・・		平成 25 年度 (2013 年度)
クレジット種別 ^{注２}					
補助事業から発生するクレジット予定量 ^{注３}					
の累計					
補助事業者の獲得するクレジット予定量					
の累計					
政府の保有口座へ移転するクレジット予定量 ^{注３ 注４}					
の累計					
移転予定月 ^{注５}					

注１ 政府保有口座への移転完了年に係わらず 2013 年度まで記載すること。ただし、移転期限については 2013 年 9 月末を越えて設定することはできない。

注２ ＣＥＲ、ＥＲＵ又はＡＡＵの種別を記入。２種類以上となる場合には、
、
、
についてもそれぞれ分けて記載し、
については合計も記載すること。

注３ 削減事業実施年度ではなく、実際にクレジットの獲得が予想される年度で記載すること。

注４ 移転期限までに（２）に記載した移転予定総量に達する計画とすること。

注５ 各年度のクレジット移転予定月を記載のこと。なお、事業実施後、遅延なく検証、認証、発行、移転等を行うこと。

様式第 8（第 16 条関係）

第 号

平成 年度 C D M / J I 事業費補助交付額確定通知書

補 助 事 業 者

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した平成 年度 C D M / J I 事業費補助については、平成 年 月 日の事業実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので、C D M / J I 事業費補助交付要綱第 16 条第 1 項の規定により通知する。

平成 年 月 日

環境大臣

印

記

補助事業の名称

確 定 額 金 円

確定にあたっての条件

（設備整備事業に係る）補助事業者は、交付要綱第 25 条第 1 項の定めるところにより、 $\circ\circ$ tCO₂ の京都メカニズムによるクレジットを、 $\circ$ 年 $\circ$ 月までに、日本政府の保有口座に移転するものとする。

注 確定にあたっての条件は、設備整備事業においては、必ず記載する。

様式第 9 (第 1 7 条関係)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名 印

平成 年度 C D M / J I 事業費補助概算 (精算) 払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定 (交付額確定) の通知を受けた C D M / J I 事業費補助の概算払 (精算払) を受けたいので、C D M / J I 事業費補助交付要綱第 1 7 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 請求金額 金 円
- 3 請求金額の内訳

(概算払の場合) (単位 : 千円)

	交付決定額	支 出 費 用 状 況			概 算 払	差引請求額 -
		実績額	見込額	合 計 = +		
計						

(精算払の場合) (単位 : 千円)

交付決定額	確定額	概算払受領済額	差引請求額 -

- 4 振込先の金融機関及びその支店名並びに預貯金の種別、口座番号及び名義
- 5 概算払を必要とする理由 (概算払の請求をするときに限る。)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度 C D M / J I 事業費補助に係る
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた C D M / J I 事業費
補助について、C D M / J I 事業費補助交付要綱第 19 条第 1 項の規定に基づき、下記の
とおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金額 (要綱第 16 条第 1 項による額の確定額)
円
- 3 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 4 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕
入れ控除税額
円
- 5 補助金返還相当額 (4 - 3)
円

注 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第 1 1 (第 2 0 条関係)

取 得 財 産 等 管 理 台 紙 (平成 年度)

財 産 名 (備 品 名)	規 格	数量	単 価 (円)	金 額 (円)	取 得 年月日	耐用 年数	保管場所

- 注 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が C D M / J I 事業費補助
交付要綱第 2 1 条第 1 項に規定する処分制限額以上の財産とする。
- 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は
分割して記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度 C D M / J I 事業費補助財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた C D M / J I 事業費補助交付事業に係る取得財産を次のとおり処分したいので、C D M / J I 事業費補助交付要綱第 21 条第 3 項に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 取得財産等の品目
- 3 取得年月日
- 4 取得価額及び時価
- 5 処分の方法
- 6 処分の理由

年 月 日
番 号

環境大臣 殿

補助事業者 住所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

京都メカニズムによるクレジット移転報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた CDM / JI 事業費補助(設備整備事業)に係る京都メカニズムによるクレジット(CER、ERU又はAAU)の日本政府の保有口座への移転について、CDM / JI 事業費補助交付要綱第 25 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 受領した補助金の額及び受領年月日
3. 補助金千円当たりの移転クレジット量〔CO₂換算トン / 千円〕^{注1}
4. 移転しなければならないクレジット総量〔CO₂換算トン〕^{注2}
5. 今回移転されたクレジットについて
 - (1) クレジット種別^{注3}
 - (2) 移転されたクレジット量〔CO₂換算トン〕
 - (3) 移転年月日
6. クレジット移転残量(次の算式を明示すること)
クレジット移転残量 = 4. - 5. - (これまでに移転済みのクレジット量)

注 1 補助申請書において記載のものと相違ないこと。

注 2 交付額確定通知書において記載のものと相違ないこと。

注 3 移転された CER / ERU / AAU のそれぞれの識別番号も記載すること。また、補助事業から発生したものの可否についても明記すること。

CDM/JI事業費補助実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、CDM/JI事業費補助交付要綱（平成17年4月1日付け環地温発第050401028号。以下「要綱」という。）第29条の規定に基づき、CDM/JI事業費補助について必要な細目等を定めることにより、同補助の適切な処理に資することを目的とする。

(補助申請時に必要な資料)

第2条 要綱第6条第1項に基づきCDM/JI事業費補助の交付の申請を行おうとする事業者は、同項に基づく要綱様式第1による申請書類に、次に掲げる資料を添付しなければならない。

1 要綱第4条第1項アの事前審査等事業及び同項ウの排出削減量認証事業

CDM/JI事業実施計画書（以下の内容を含んだもの）

- 1) CDM/JI事業の概要（場所、事業内容等）
- 2) CDM/JI事業の実施体制及び責任分担
- 3) 削減見込み量
- 4) CDM/JI事業及び事前審査又は排出量削減量認証に係るスケジュール
- 5) 京都メカニズムの手續に関する状況（方法論、政府承認、登録、クレジット分配契約、事業開始等の進捗状況を記載）
- 6) 資金計画
申請者の組織概要・事業実績に関する資料（事業概要、資本金及び資本構成、直近2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書等）
積算根拠資料（交付申請額及び対象経費の計算の根拠）
プロジェクト設計書及びその和文による概要
事前審査等事業については、投資国及びホスト国政府の承認書（取得している場合のみ）又は承認の可能性に関する資料等
発生するクレジットの分配に関する合意文書（合意があれば提出のこと。ない場合には、調整状況を説明する資料を提出すること。）

2 要綱第4条第1項イの設備整備事業

CDM/JI事業実施計画書（以下の内容を含んだもの）

- 1) CDM/JI事業の名称 2) CDM/JI事業の実施予定国と実施サイト
- 3) 事業概要 4) 申請事業者の概要
- 5) 各申請事業者の関係及び補助事業遂行に当たっての役割（環境省との一元的窓口となる法人（国内法人に限る。）、補助金の支払いを受ける法人等）
- 6) 導入する技術・設備に関する説明 7) 削減見込み量及びその算出根拠
- 8) 事業スケジュール
- 9) CDM/JI実施体制図（CDM/JI事業の実施体制に関して、参加者、ファイナンス（初期投資額、調達先、各出資・融資予定額を含む。）及びクレジットの流れとその位置づけを、予定のものも含め、できるだけ具体的なスキーム図として図示）

- 9)ホスト国における事業実施場所・サイトに関する情報（所在、サイト概要（規模、生産量、経営状況、ホスト国における業界での位置づけ等））
 - 10)京都メカニズムの手續に関する状況（方法論、政府承認、有効化審査、登録に関する進捗状況を記載。J I の場合はトラックの区別を含む。）
 - 11)資金計画（調達及び使用に関する計画、調達責任分担、負債調達の条件、進捗状況等）
 - 12)事業の採算性（プロジェクト期間にわたる税引後のプロジェクト IRR 及びエクイティ IRR、予想キャッシュフローの前提と計算表等）
 - 13)事業の実施に関わるすべての許認可の取得、法令遵守及び環境への影響についての情報
 - 14)付保に関する情報
- 申請事業者の組織概要・事業実績に関する資料（事業概要、資本金及び資本構成、直近2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書等）
- 積算根拠となる資料（交付申請額及び対象経費の計算の根拠等）
- プロジェクト設計書及びその和文による概要
- 投資国及びホスト国政府の承認書（取得している場合のみ）又は承認の可能性に関する資料等
- 有効化審査報告書（取得している場合のみ）
- 発生するクレジットの分配に関する合意文書（合意があれば提出のこと。ない場合には、調整状況を説明する資料を提出すること。）

附 則

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。